



# 小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: [info@str-tax.jp](mailto:info@str-tax.jp) <http://www.str-tax.jp>

2026年6月2日(火)

## 退職金化も対策です

### M&Aで今年だけの富裕者所得

何十年にもわたり育み成長させてきた会社をM&Aで売却することになったら、何十億円かの値段になったりします。しかし、この値段は、何十年にもわたる長期所得そのものなのに何の配慮もなく、その年だけ臨時に富裕層課税対策の対象にされてしまいます。

そんな中で、唯一、検討可能なのは、M&A価格の一部の退職金化です。それが、ミニマム税制度の適用において、どんな効果を発揮するか、検討します。

### シミュレーションしてみると

10億円のM&Aで、40年勤続2,200万円の退職所得控除の場合の試算です。

株式代価	退職金	所得税計	ミニ税
10億円	0	1.50億円	1.005億円
9億円	1億円	1.48億円	0.844億円
8億円	2億円	1.55億円	0.619億円
7億円	3億円	1.63億円	0.395億円
6億円	4億円	1.70億円	0.170億円
5億円	5億円	1.77億円	0円
4億円	6億円	1.85億円	0円
3億円	7億円	1.93億円	0円
2億円	8億円	2.00億円	0円
1億円	9億円	2.08億円	0円

所得税計とミニマム税との合計は、ミニ

マム税が0になったところで、最低で、その後増加します。

ミニマム税に対しては、この通り、退職金化が効果を発揮することの確認ができます。効果の主因は、退職所得が2分の1課税なので、所得全体を圧縮するからです。

### ミニマム税算式を組み替える

もっと、一般化した情報にしたいと思います。次は、令和9年以降のミニマム税算式です。

(A)基準所得金額 : (B)基準所得税額

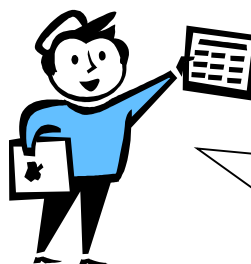
$$\text{ミニマム税} = (A - 1.65 \text{ 億円}) \times 30\% - B$$

M&A価格Y、退職給与X、(Y-X)を株式譲渡価格、退職所得控除Kとして、算式中のAを、 $\langle (Y-X) + (X-K) \div 2 \rangle$ に置き換え、Bを $\langle 0.15(Y-X) + 0.45(X-K) \div 2 - 4,796,000 \rangle$ に置き換えます。

置き換え後、ミニマム税を0として、算式を展開整理すると、次式に整理されます

$$X = (0.15Y + 0.075K - 44,704,000) \div 0.225$$

この算式に、Y=10億円、K=2,200万円を代入すると、X≒4.75億円になります。この時、手取額が最大になります。



もちろん、退職給与の額について、不相当高額該当か否かのチェックは必要です。